

横芝光町農業委員会 6 月第 3 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 7 日(水) 午後 4 時～午後 4 時 3 5 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (10 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄			
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明			
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭	
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹	
	6 番	花澤 成晃	9 番	鈴木 茂樹	
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明	

4. 欠席委員 (2 名) 7 番 向後 隆輝 10 番 下高原 美津子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 4 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 5 議案第 4 号

令和 5 年度第 3 次農用地利用集積計画 (案) の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年6月第3回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。
事務局	本日は、7番 向後 隆輝委員、10番 下高原 美津子委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。 本日の出席委員は、12名中10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	これから議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 6番 花澤 成晃委員、9番 鈴木 茂樹委員をお願いいたします。 会議書記には、事務局の布施班長を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。 続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。 令和5年6月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、4件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目の申請地は、虫生字ミノワタの田、168㎡です。

譲受人が所有している田との間に、譲渡人が所有する申請地があり譲受人の耕作利便のため所有権移転をする申請です。譲受人は今回の申請地を取得することで効率的な利用ができます

2件目の申請地は、虫生字ミノワタの畑、251㎡です。

譲渡人は、利便性を確保するため、譲受人との間で協議が調い所有権移転をするものです。譲受人は隣接地を所有していることから管理も容易になり、効率的な利用ができます。

3件目の申請地は、尾垂イ字宮耕地の畑、1,992㎡です。

譲渡人は畑を相続し、町外に居住していますが、新規で就農したい譲受人へ、所有権を移転しようとするものです。譲受人は昨年農地の管理を任せ、作物を栽培しております。

4件目の申請地は、宮川字作間内の畑、6,19㎡です。譲受人が譲渡人の畑へ区分地役権を設定する申請です。

譲受人が住宅の建築に伴い、排水路の確保のため、申請地の地下へ配管を通し、地下の使用を制限するものです。排水管は、母屋から接続されている排水管の既存の柵につなぎ、排水を放流する予定です。申請地付近の植木には影響はなく、かつ2人は親子関係にあるため合意のうえでの埋設となります。農地法第3条第2項における許可要件は適用せず許可を受けられることとなっております。

そのほか申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明でございます。

議長

はい、ありがとうございました。いま説明が終わりましたが、1件目と2件目は、相互に関連するものですので、一括して審議したいと思います。はじめに、1件目と2件目の担当委員の説明を求めたいと思います。

2 番 2番 川島です。今回の申請地が、譲受人が所有する農地との間にあり、耕作利便のため、所有権移転をするものです。譲受人は今回の申請地を取得することで効率的な利用ができます。現地を確認したところ、申請地も含め耕耘されており、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 2件目も一緒にお願いします。

2 番 先程触れました1件目に関して、譲受人との間で協議が調い、所有権移転をするものです。結果として農地の交換となり、申請地は以前から譲受人が管理を任されていました。現地を確認したところ、耕作してあり、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。1件目と2件目の説明が終わりましたので、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目、2件目の案件について採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目、2件目については、原案のとおり決定いたしました。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番 5番 伊藤です。農業をしていない譲渡人から、新規で営農を開始する譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。譲受人は昨年より申請地の管理を任されて、試験栽培を行ってまいりました。現地確認したところ、今年の栽培に向けて耕耘してあり、問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて4件目については、担当委員は向後隆輝委員ですが、本日欠席ですか。事務局からお願いします。

事務局

本件につき、向後隆輝委員より説明を受けております。

「本件は、譲受人の住宅の排水路の確保のため、申請地の地下に配管を通して使用する、区分地役権の設定です。現地を確認したところ、地上の畑には耕作物はなく、地下への埋設は問題ないと思います。よろしくお願ひします」とのことでした。

議長

説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件について採決をします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年6月7日提出 横芝光町農業委員会会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の4条の許可申請は2件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請①の土地は、宮川字作間内の畑1筆、1,313㎡の一部、495㎡です。

転用の目的は、一般専用住宅建築のための資材を置くスペースや建築者の車両駐車場所の確保、また排水管を埋設するための掘削工事のため、敷地の一部を一時転用するものです。

申請地①の位置図、公図、土地利用計図を添付していますのでご覧ください。

申請地①は、横芝光町役場から南東へ約2kmの位置にあります。

公共的な投資がなく、10ha以上の農地の広がりがない農地であることから、第2種農地と判断できます。他に代わりとなる土地がない場合に許可が見込まれますが、一般専用住宅建築地に隣接しており道路から建築地への唯一の進入路に当たることから、周辺の他の土地での代替はできないものと考えます。

雨水は地下浸透とし、汚水は仮設トイレで対応します。

一時転用期間は、令和5年7月1日から令和6年12月31日までを予定しており、一般専用住宅の建築期間となります。

資金所要額についても、一般専用住宅建築の全体額のなかで対応する計画です。

続いて、申請②の土地は、宮川 字海老川の畑1筆、1,354㎡です。

転用の目的は、37台分の貸駐車場です。近隣のマンションや戸建住宅居住者あるいは事業所の駐車場不足を見込んで計画しました。

位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地②は、横芝光町役場から北へ約700mの位置にあります。

役場からの距離及び宅地率の状況から第2種農地に分類され、申請地のほかに適当な土地がない場合に、転用許可が見込まれます。

敷地は整地後、砕石を敷均し、雨水は敷地内自然浸透の計画です。

申請地は土地改良区の受益地内であるため除外についての意見書が付されており、隣接する農地所有者には事業内容を説明済です。

工事期間は、令和5年7月20日から令和5年8月31日までを予定しています。

造成費は、全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました

はじめに1件目の案件については、向後隆輝委員欠席ですので、事務局からお願いします。

事務局 本件につきましては、向後隆輝委員より説明を受けております。
「本件は、一般住宅建築のための資材置場、建築業者の駐車場、及び排水管を埋設するための掘削工事をするための一時転用であり、土地改良受益地ではなく問題はないと考えられます。よろしくをお願いします」とのことでした。

議 長 説明が終わりましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

2 番 2番 川島です。本件は、近隣の駐車場不足に対応するため37台分の貸駐車場とするための転用で、土地改良受益地からの除外について同意を得ております。問題がないと考えられます。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し2件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に

対する県への意見についてを上程します。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年6月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は1件です。なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請の土地は、宮川字作間内の畑1筆、300㎡です。

議案第1号の4件目、議案2号の1件目で審議していただいた場所に関連するものです。

転用の目的は、親から子へ贈与による所有権移転を行い、子が一般専用住宅を建築するものです。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から南東へ約2kmの位置にあります。申請者の実家が近く、生活環境が整っていることから選定したものです。

公共的な投資がなく、10ha以上の農地の広がりがない農地であることから、第2種農地と判断できます。他に代わりとなる土地がない場合に許可が見込まれます。

住宅建築面積として94.67㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積、これは建築面積の22分の100以内の面積であることと、千葉県転用事務指針に定めがありますが、これに適合しております。

土地改良関係については、受益地となっていません。

雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、母屋からの排水と合流させて、南側の農業用水路へ放流する計画です。排水管は、母屋に接続されている既存の柵につなぎ、新居の排水を放流する予定です。

雨水は、敷地内の浸透枡から地下浸透させます。

建築確認の接道のため、南側の農業用水路へコンクリート板の歩行橋を架けます。

隣接農地所有者へは説明済です。

敷地に盛土は行いません。

工事期間は、令和5年7月1日から令和6年12月31日までを予定しています。

事業費は、建築費などで自己資金及び金融機関からの借入金を資金に充てる計画です。金融機関からは融資承認となっており、資金調達ができるものと見込まれます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

本案件についても、担当委員は向後隆輝委員ですので事務局から何か報告ありますか。

事務局

本件につきまして、同じく向後隆輝委員より説明を受けております。

「本件は、一般住宅建築のための転用であり、申請者の実家に近く生活環境が整っており、土地改良区の受益地ではないため、問題はないと思います。よろしくお願ひします」とのことです。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、本案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し本案件についての採決をします。原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、日程第5 議案第4号 令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)が提出されたので本会の議決を求める。

令和5年6月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、所有権移転2件です。

所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は資料に記載のとおりです。

所有権移転1件目は、屋形字鍛冶作の田1筆、1, 467㎡、売買により本年7月20日に引渡し予定です。

所有権移転2件目は、宮川字喜太郎の田2筆、2, 930㎡及び畑1筆、1, 557㎡、計4, 487㎡ 売買により本年7月20日に引渡し予定です。

なお、本計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、1件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で提案されましたすべての審議を終了いたしました。慎重審議ご苦

事務局	労様でした。 以上をもちまして、令和5年6月第3回農業委員会定例総会を閉会します。
-----	--